

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に新木英男農業委員、黒須邦昭農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第18号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上尾地区、所在は東町一丁目、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。事由は事由発生者の故障で、従事日数は70日である。現地は写真にある通り作付けされており、問題はないと考えられる。

申請番号2、地区は上尾地区で、所在は富士見一丁目及び富士見二丁目の5筆になる。地目は富士見一丁目の2筆が登記、現況ともに畑、富士見二丁目の3筆が登記、現況ともに田である。事由は事由発生者の死亡で、続柄は親子である。従事日数は事由発生者が300日、他の方が100日、100日、150日、150日となっており、従事日数は問題ない。現地はいずれの筆も作付けされていないが、保全管理されており、問題ないと判断している。

申請番号3、地区は原市地区で、所在は大字瓦葺である、地目は登記、現況ともに畑の2筆である。事由は事由発生者の故障である。従事日数は事由発生者が120日、他は0日となっている。現地は写真にあるとおり、作付けはされていないが、保全管理は行われており、問題ないと判断している。

議 長
新木農業委員

本件について意見を求めた。

申請番号1と3について、故障による主たる従事者証明願で生産緑地の買い取り申出になると思うが、この他に生産緑地を所有しているかどうか農地の所有状況について伺う。また、申請番号1に関して、写真によれば様々な作物が作付けされているが、申出者が作付けしたのかどうかについては確認しているのか。

事 務 局

申請番号1の方は農地を1筆しか所有していないので、本件のみとなる。申請番号3の方は、農地を6筆所有し、うち1筆は借りている。今回2筆の買い取り申出をすることになると、その後は3筆を所有し、借りている農地が1筆となる。本件以外の生産緑地はない。

申請番号1に関して、事務局が申請人及び代理人に聞き取りを行い、事由発生者の指導に従って事由発生者の息子が現地を管理していたことを確認している。

議 長

本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第18号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第6号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時20分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年9月26日

議 長

署名委員

署名委員